



小中学校の普通教室にクーラー設置を求めることに関する陳情

(19 陳情第 23 号)

受理年月日	平成19年6月4日
陳情者	 

(要旨)

裏面のとおり

杉並区議会

6月、7月になると小中学校の普通教室の室温は、40度近くに上昇することが少なくありません。この中で、体調を崩す児童・生徒も生まれています。さらに昔と違い、学習内容も高度化し、学校関係者はクーラーの設置を切望しています。また、小中学生も子ども区議会で「ぐったりしている人をなくし、授業に集中してとりくめるように」「頭がクラクラし、保健室に行く人まで出ます」と現状を訴え、クーラー設置を求めています。

学校保健法の学校環境衛生の基準では安全・健康上「望ましい教室の温度は25から28度」となっていますが、杉並区ではまったく守られていません。平成19年5月現在、23区内で普通教室にクーラーを設置しないのは杉並区を含め2区のみです。杉並区は「夏は暑いのがあたりまえ」「我慢も教育のうち」と冷たく突き放しています。

なお、杉並区が「良好な教育環境」をかかげた「自然エネルギーを積極的に活用したエコスクール化」には「補助的に冷房装置を設置する」としています。しかし、エコスクール化は「改築、改修にあたって」とされており、全校で実施されるのは長期の時間を要します。今夏からの緊急な対応ができません。

学校保健法では「学校における保健管理及び安全管理に関し必要な事項を定め、児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資する」と定めています。法の目的に沿った杉並区の早急な対応を求めます。

陳情項目 区立小中学校の普通教室にクーラーを至急設置してください。